

既存ストックにも実効性ある制度を

11月18日は「建築設備工の日」。建築設備の専門技術者である「建築設備工」の存在を広く周知するなど日本技適者が建築設備工資格者の告示をした日となりなみ、建築設備技術者免許が制定された。例年、同じ日に合わせて各地で記念行事を行っている東京では、11月18日(東京都港区内の建築会館本部)で、記念行事が行われる。日刊建設通信新聞社による「建築設備工の日」祝賀式典上に登壇する、今村敬國土交通省官房長官・参事官建策室企画担当、建設設備技術者免許の征求意见委員会委員長(東京大学工学系研究科建築学専攻教授)、平岡雅哉副会長(鹿島建築設計本部執行役員副本部長)の3氏に、建築设备工法改訂(後の方あり方)をテーマに議論してもらつた。

11月18日は建築設備士の日

EBレベルの改正建築物省エネ法は、この6月の通常国会において全会一致で可決・成立了。2025年春、住宅も含めた全ての建築物について省エネ基準への適合義務づけられますが、一番大きな変化になります。建築基準法の建築確認・検査のシステムと連動させ、建築確認工事箇目の適合性を証明できなければ、新規建築できません。一方で、ルギーの省エネを目指すので、

今までの改正建築物省エネ法は、この6月の通常国会において全会一致で可決・成立了。2025年春、住宅も含めた全ての建築物について省エネ基準への適合義務づけられることが一番大きな変化になります。建築基準法の建築確認・検査のシステムと連動させ、建築確認工事箇目の適合性を証明できなければ、新規建築できません。一方で、ルギーの省エネを目指すので、

今までの改正建築物省エネ法は、この6月の通常国会において全会一致で可決・成立了。2025年春、住宅も含めた全ての建築物について省エネ基準への適合義務づけられることが一番大きな変化になります。建築基準法の建築確認・検査のシステムと連動させ、建築確認工事箇目の適合性を証明できなければ、新規建築できません。一方で、ルギーの省エネを目指すので、

今までの改正建築物省エネ法は、この6月の通常国会において全会一致で可決・成立了。2025年春、住宅も含めた全ての建築物について省エネ基準への適合義務づけられることが一番大きな変化になります。建築基準法の建築確認・検査のシステムと連動させ、建築確認工事箇目の適合性を証明できなければ、新規建築できません。一方で、ルギーの省エネを目指すので、

準をZE

てい談

A black and white portrait of Kenji Imamura, a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit, white shirt, and striped tie. He is looking slightly to his left with a neutral expression. The background is a plain, light-colored wall. To the left of the portrait, vertical Japanese text reads '技術革新と人材' (Technological innovation and personnel). Below the portrait, more vertical text reads '国土交通省住宅局参事官 建築企画担当' (Director of the Residential Building Division, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism) and '今村 敬氏' (Kenji Imamura). A small portion of another person's arm and shirt is visible on the right edge of the frame.

平岡 法律での省エネ規制などを行って、環境経営も重要なキーポイントとなっています。私たちの重要な顧客である環境に先進的なメーカー・ヤマハ・ベロッパーは、ES投資対応の基盤から一歩一小歩、ユートラベルやSDGsへの关心が活化化してきています。これに対して、われわれの会社の経営トップも本気で取り組まなければいけないという認識が高まっています。建設業は請負業なので、高い省エネ規制を適切に実現するためには技術革新とそれを適切に実現する人材育成が不可欠です。そういった意味では野望的であります。

工事性能を満足して貰えるという
裏裏、状況になつてないといけ
ないし、それに対する技術
レベルを事前に整えておく必要があ
りますが、それに対応する時間と
人材も必要になります。発注を受
けた後、モチベーション高く取り
組めるような仕組みにしてほしい
と思いますが、建築士は再エネ導入効果
の説明義務があり
ます。建築士は再エネ導入効果
の説明義務があり

30年省エネ基準をZEH・ZEBレベルへ

つい記



国土交通省住宅局参事官
建築企画担当 建設設備技術者協会会長
今村 敬氏 赤司 泰義氏 平岡 雅吉

既存建築物の省エネに実績値でも評価
についての考え方を説明する
【既存】と実際に説明を受
ジメントのサザエ

るのでしょうか。
今村 本公司能率エネルギー利用促進区域という制度を今回の法改正創設して、24年春に施行します。また、促進区域といふことを町村が定め、例会は積算率を高さ規制など形態規制の合理化を可能としたり、再生設備の導入義務や効果を建築士から建築士へ譲り受けたうえで、申請するときの手続を簡略化するなどして、より多くの割合で再生エネルギーを活用できる制度をつくりたいと思います。

寺川 それは建築設備工事をはじめとする建築設備技術者を担うべき役割になるのでしょうか。
今村 法律では建築士に対して説明義務を課していますので、建築士が申請するときに、必ずこの説明義務を怠らなければなりません。

に京都で先行している事例がある。それでそれを全国展開したいと思って導入した制度です。

平岡 東京でも野心的な取り組みが進められているとは思いますが、今後は住宅や販売店・物流倉庫などの低層建物では効果が期待できますが、都心の高層ビルの多さの実例では、屋上のガンドラ

についても話してもらいたい。ガンドラについては法定化しました。ただし、それを全国展開したいと思つて導入した制度です。

具体的な設備の効果などについては、建築士より設備技術者のほううが詳しきつたうござりゆうじゆかうらの表現に向けては3名が密接に連携してきました。そのため、わざわざ建築士や設備技術者も明確に意見を述べる機会を得ました。そのため、運用段階の取組などをうなづくも議論を強化していくければと思

いるというのが実感です。大規模ビルは、むしろ、デマンドレスポンスの機能が重要なとなるかもしれません。今村さんはどちらも太陽光だけではなく、風力とか地熱とか、いろいろな再生エネを対象として実際に説明をしてもらっている状況だと理解している。これを全国展開していきたいと思います。おまけで、これまでお話をさせていただいた通り、運用時の取り組みが骨組みで明確化に大きな取り組みが骨組みであります。それを実現するわけですが、今の建設業界は、なかなか骨組みであります。それが期成革新が不可欠です。これが期成革新が不可欠です。

ではうまく機能しないでしまうので、竣工後のご相談者の方の多くも含めて、設備設計者の方は必ず大変な思いをします。今後数年で、建築環境を大きく変化する可能性があることをあらかじめ想定した上で、設備技術者の皆様がより多く、より幅広い知識を持った取り組みをしていくことが、非常に重要であると考えています。

日本へ帰つてから、(報道)「建設大臣が選任された」と聞きました。通じて考へて、必要があるのだと。それで、その点ばかりのものでござりません。
状況が既に適合しているといふこと、建築工事に対するアンケート調査によれば、最初から建設工事にしましては、65%ぐらいで、いたいどろく人が65%ぐらいで、残りの約25%は建築士などの説明を聞いてその気にならなかったという結果でした。
再エネについても、何も情報が無いままでは、選択肢にすら上らないといふことは、どう動かさねばなりません。例えいといふと、いろいろの人が専門的な知識をもつたうえで、選択肢にならなければなりません。本題はありますか? た。

建設通信新聞2022年11月17日付 6、7面掲載